

住宅資金の贈与には贈与税非課税措置があります！

●制度のあらまし

父母や、祖父母などの直系尊属から、住宅の取得・増改築のための資金の贈与を受けた場合、一定金額について贈与税が非課税になります。

●贈与を受ける人の要件

- ・日本国内に住み、贈与を受けた年の1月1日に20歳以上であること。
- ・贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下であること。
- ・贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅の取得又は増改築をし、居住すること。

●住宅取得資金の範囲

- ・自己が居住するための住宅の新築・取得または自己が居住する住宅の増改築費用
- ・自己が居住するための住宅の新築・取得とともに使う土地等の取得費用

●居住用の家屋及び増改築の要件

1.住宅の新築・取得の要件

- ・床面積が50平方メートル以上240平方メートル以下であること。
- ・中古住宅の取得の場合、次のいずれかを満たすものであること。
(イ) 耐火建築物の場合、25年以内に建築されたもの
(ロ) 耐火建築物以外の場合、20年以内にけんちくされたもの
(ハ) 「耐震基準適合証明書」、「住宅性能評価所の写し」又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険が締結されていること

2.増改築等の要件

- ・増改築工事に要した費用が100万円以上であること。
- ・家屋の床面積の1/2以上が居住用であること。
- ・増改築後の床面積が50平方メートル以上240平方メートル以下であること。

●非課税限度額

- | | |
|-------------|---------|
| 1.省エネ住宅の場合 | 1,000万円 |
| 2.その他の住宅の場合 | 500万円 |



※平成27年度については、現在国土交通省から制度継続の税制改正要望が出されています。
※非課税の特例を受けるためには贈与を受けた翌年2月1日から3月15日までに税務署に申告が必要です

リフォーム現場情報！

S邸 内窓設置工事です



これから寒さも本格的になりますが、内窓の設置で断熱効果があがり、結露も防げます。

新築現場情報！

S邸 新築工事情報



床・壁に無垢材を使用しています。

和室はやっぱり落ち着きますね。